

# 学校体育施設の使用の仕方

## ①使用団体登録について（年度ごと登録が必要です!）

使用を希望する団体は、

- ・スポーツ傷害保険・賠償保険に加入する
- ・登録申請書・加入保険証の写しを学校体育施設管理員に提出する。

◆次の場合は、団体登録を免除することとします。

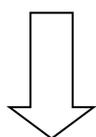
- ①町が主催及び共催の行事等で使う場合
- ②学校関係の行事で使う場合
- ③地区コミュニティ・行政区が使う場合
- ④その他教育委員会が団体登録不要と認める場合

※スポーツ少年団は、本部一括でスポーツ安全保険加入しているため、保険の写しは不要です。

## ②使用の申込みについて（月ごと申請書を提出ください!）

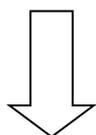
学校体育施設管理員に使用申請書を提出する

◆使用が可能な場合「学校控」「申請者控」の2枚の許可書をお渡しします。



日程確認・調整

団体は、受け取った「学校控」許可書を、学校に提出する



施設使用

★決められたルールを守り、使用ください

※使用後は、使用日誌へ活動内容記入